部長及び参事官　　県民発第281号
殿　　（会計）
所　属　長　　令和７年11月13日
５年保存（口訓）
本　部　長

精神科医等による犯罪被害者等への支援に要する費用の公費負担制度の実施について（通達乙）

見出し制度については、「精神科医等による犯罪被害者等への支援に要する費用の公費負担制度の実施について（通達乙）」（令和５年３月23日県民発第63号。以下「旧通達乙」という。）に基づいて実施してきたところであるが、犯罪被害者やその家族等（以下「犯罪被害者等」という。）の更なる負担軽減を図るため、下記のとおり実施することとしたので、関係職員に周知の上、本制度の適正な運用に努められたい。

なお、本通達乙の実施をもって旧通達乙は廃止する。

記

第１　目的

深刻な精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神科医等による診察、カウンセリング等に係る費用を公費負担することにより、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び精神的被害からの早期回復を図るとともに、被害の潜在化を防止しようとするもの。

第２　公費負担の内容

１　支出対象犯罪

(1)　性犯罪

(2)　殺人罪

(3)　傷害致死罪

(4)　交通死亡事故

(5)　事案の内容、被害の状況等により所属長が県民支援相談課長と協議の上、必要と認めたもの。

２　公費負担の対象外

次のいずれかに該当する場合には、公費負担は行わない。

(1)　犯罪被害者等が支出を希望しないとき。

(2)　加害者又はその関係者等から医療機関等において発生した費用の支払いを受けたとき。

(3)　その他犯罪被害者等に対する公費支出を行うことが社会通念上適切でな

いと認められるとき。

3　公費負担の範囲

(1)　公費負担の対象期間は、原則として、初診日から3年間とする。ただし、これにより難い事情があると認められるときは、別段の取扱いをすることができる。

(2)　公費負担できるのは、犯罪被害者支援及び治療に関する研修を受けるなど、十分な知識を有する精神科医等の医師、公認心理師等が犯罪被害者等の精神的被害の回復に効果があると認めた、診察、カウンセリング等に要した費用とする。

第3　公費負担の手続

1　意向確認

本制度を実施する必要性を認めた場合は、犯罪被害者等に対して制度の趣旨、支払手続等を十分説明し、本制度利用の有無について、その意向を確認すること。

2　事前協議

所属長は、本制度を実施する必要があり、かつ、希望する犯罪被害者等がいる場合には、別記第1号様式の対象事件発生報告書を県本部県民支援相談課（以下「県民支援相談課」という。）に送付し、公費負担の適否、手続等について協議すること。

3　支出手続

県民支援相談課において、別記第2号様式の経費支出伺及び別記第3号様式の請求書に基づく支出手続により、県本部会計課を通じて医療機関等の指定する口座へ請求金額を振り込む方法により行うものとする。

4　犯罪被害者等が既に費用を支払っている場合の取扱い

県民支援相談課において、別記第4号様式の経費支出伺及び別記第5号様式の請求書に基づく支出手続により、県本部会計課を通じて犯罪被害者等の指定する口座へ費用を振り込む方法により行うものとする。この際、請求書には、医療機関等が発行した領収書、診療明細書等を添付すること。

なお、当該診療明細書等に支出対象とならない費用が含まれているときは、当該費用を除いた医療費を支出すること。

第4　留意事項

1　本制度は犯罪被害者等のための施策であることを認識するとともに、その運用に当たっては、犯罪被害の状況等をよく吟味し、公費負担の対象や手続を十分に理解した上で、適正な運用に努めること。

2　公費負担の運用に関して、その目的、手続等について、研修会等の機会を

捉え、繰り返し教養を行うこと。

3　本制度の運用に当たっては、県民支援相談課被害者支援室と連携して実施すること。

（別記様式省略）